

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名	佐渡市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施					
委託先及び委託内容	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>全部委託</td> <td>・</td> <td>一部委託</td> <td>・</td> <td>委託なし</td> </tr> </table> <p>委託先名：佐渡市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：平成 25 年度 市民後見人等養成カリキュラム</p>	全部委託	・	一部委託	・	委託なし
全部委託	・	一部委託	・	委託なし		
事業内容	<p>佐渡市では、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まる一方、成年後見人のなり手不足の状態が続いている。この状況を解決するために、新たな後見人、支援者となりうる市民の協力が必要である。</p> <p>○育成コース</p> <p>成年後見制度をとりまく諸制度を学ぶ基礎講座、より専門的知識・技術習得のための実務講座へと続き、講座修了者が、成年後見センター内部における実地研修や運営委員会の審査を経た後、佐渡市の推薦を得て、家庭裁判所より成年後見人として選任されることを目指している。</p> <p>受講条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月 31 日現在の年齢が満 25 歳以上 75 歳未満 ・現に佐渡市在住の市民であり、今後も引き続き佐渡市内に居住する予定の方 ・市民後見活動に熱意と理解があり、受講終了後市民後見人として活動可能な方 ・原則として、基礎講座及び実務講座の全日程の受講が可能な方 ・民法第 847 条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当しない方 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 ・破産者 ・行方の知れない者 <p>・基礎講座 5 回</p> <p>・実務講座 6 回</p> <p>・体験実習</p> <p>・実地研修</p> <p>講師 弁護士・地域包括支援センター職員・消費生活センター職員・成年後見センター職員 等</p>					
事業スケジュール (予定を含む)	育成コース 7 月 13 日から 12 月 14 日まで					
備考						